

氏名	岩田(岩井)雪乃
学位の種類	博士(人間・環境学)
学位記番号	人博第233号
学位授与の日付	平成16年3月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻	人間・環境学研究科アフリカ地域研究専攻
学位論文題目	タンザニア・西セレンゲティ地域における自然保護政策と住民の生活実践の変容

論文調査委員 (主査) 教授 福井勝義 教授 山田孝子 教授 菅原和孝

### 論文内容の要旨

本論文は、タンザニアのセレンゲティ国立公園に隣接する村落において、野生動物に関わる住民の生活実践の変容を、自然生態要因と政治経済要因との連関に焦点を合わせて動的に解明し、これまでの自然保護政策を再検討することを目的としている。

論文は、序章と結論を含めて7章で構成されている。序章では、現代アフリカの自然保護政策、とくに1990年代以降のコミュニティ・コンサベーション(住民参加型の保全)に関する議論を整理し、問題意識を設定している。第1章では、調査地の概況を紹介している。第2章から第5章では、調査村における住民の生活実践を軸に、自然と社会の相互作用によって育まれる住民・動物・公園の関係性を論じている。結論では、住民の生活戦略を総括し、今後の自然保護政策への展望を住民の視点から示している。

序章では、アフリカの自然保護を実施している行政機関による二つの住民像に疑問を投げかけている。その第一は、住民による狩猟が持続可能ではない、と行政がみなしている点であり、第二は、住民に狩猟を止めさせるためには代替となる経済活動を提供するべきだ、として政策を推進している点である。これらの行政による住民像は、「住民が加害者であり動物が被害者である」として、住民と動物の関係を一元的に捉えてきた先行研究に依拠している。本論文では、住民・動物・公園の関係を重層的かつ動的にとらえなおす必要性を指摘し、その分析においては、住民の生活実践を中心にすえた「生活システム」という枠組みを導入している。この生活システムを、長期間のフィールドワークにもとづく実証的な資料を基礎にしつつ考察していく指針が示されている。

第1章では、タンザニアの自然保護政策の歴史と調査対象の民族イコマの生活概要を記述している。イコマは、農耕・牧畜・狩猟を主とする複合的な生業によって生態環境に適応した生活を営んでいるが、特に狩猟活動に誇りを抱いてきた。しかし、彼らの狩猟は、行政が定める狩猟法からは違法とみなされてきた歴史的過程を持つ。本章では、こうした野生動物をめぐる国立公園と住民の利害関係の対立を、イコマ地域の特徴として浮き彫りにしている。

第2章から第5章は、本論の重要な枠組みである「生活システム」の具体的な分析である。

第2章と第3章では、狩猟方法および食肉としての獲物の分析から、動物の利用量を規定する生態的な条件および技術的な条件を探っている。まず、狩猟規制が強まっていく過程で、イコマは少ない労働投入量で獲物が得られるワイヤー猟を主たる猟法として選択していったと述べている。ここで具体例として、主要な獲物であるヌーを取り上げ、数年に一度、数百頭におよぶヌーの大群が村域内に「迷い込む」現象に注目している。この「ヌー騒動」は、ヌーの季節移動の習性を利用したイコマ社会に特徴的な狩猟形態と位置づけられる。こうしたヌーの季節移動と食肉利用に占めるヌーの割合を綿密に分析した結果から、ヌーの移動パターンが、イコマ地域において狩猟を制限する最大の要因であることを指摘している。そして彼らの狩猟技術は、人びとの需要に合わせて捕獲量を増減できるほど高いレベルにはなく、現状では行政が危惧しているほどの過剰な利用には至らないことを示唆している。

第4章では、日常生活における野生動物との出会い、狩猟における襲う襲われるといった経験を取り上げ、そこから、イコマの野生動物に対する意識が「われわれの動物」から「彼ら（公園）の動物」へと変化していることを明らかにしている。こうした意識の変化は、1970年代を境に起こっている。この時期、自然保護政策が強化され、生活が近代化していった過程で、生活の中で動物と出会う機会が急激に減少した。その結果、人びとの動物に対する語りが変化したことが示されている。その一方、狩猟をめぐる対立してきた国立公園とイコマの関係は、多様化していることも述べられている。イコマは近隣民族からの襲撃と牛略奪にさらされてきたが、これへの対処として、公園との間に治安維持のための協力関係が形成されている。このことから、人びとが、国立公園を受容か拒絶かという二者択一の対象としてではなく、受容と拒絶の間を揺れ動く対象としてとらえていることが明示されている。

第5章では、住民参加型プロジェクトが住民にもたらす効果と、住民による狩猟活動の関連性を分析している。事例からは、人びとはプロジェクトの経済的利益を享受しつつ、なおも狩猟を継続していることが示される。このようなイコマの生計戦略は、行政側からみれば費用を負担せずに利益を得る「フリーライダー」と映るが、住民側は、過去に奪われた野生動物との関係を再構築する手段とみなしている、と論じている。

結論では、序章で提起した住民に対する二つの前提を検討した上で、今後のコミュニティ・コンサベーションのあり方を考察している。第一の前提である住民の過剰狩猟の可能性については、現状規模の狩猟活動が動物個体数を減少させるとはいえないとしている。第二の前提は、住民に狩猟を止めさせる手段としての代替となる経済活動の有効性であった。これに関しては、住民は狩猟とそれを代替する経済活動を交換条件とはみなしておらず、二つの活動はともに、住民が動物と公園の双方を許容できる利害関係のバランスを築くための戦略になっている、と結論づけている。

以上のことから、今後の自然保護政策への展望を示している。まず、大局的展望として、現在の経済面に働きかける政策だけでは不十分であり、住民が動物と公園の二つの存在を許容できる関係を構築することが必要だと指摘している。そして、野生動物の観光的価値や学術的価値といった近代的な関係を創出すると同時に、住民が望む狩猟を部分的に合法化することによって、多様な動物との関係性を構築することが、国立公園と地域住民の利害関係を両者の共存関係へと変化させる施策として有効である、と提案している。

## 論文審査の結果の要旨

本論文は、世界屈指の観光地であるタンザニア・セレンゲティ国立公園において、国家による自然保護政策の影響を強く受けながら、公園周辺に暮らしてきたイコマ社会を対象として、住民と公園とのあいだの相互関係を実証的資料にもとづいて分析している。そしてその結果から、住民・野生動物・国立公園の三者の共存と相克の諸相を浮き彫りにし、自然保護政策のあり得べき指針を提示した野心的かつ独創的な研究である。

本論文において、評価すべき学術的価値は、以下の3点に要約できる。

第一は、本研究において申請者が取り組んだ社会問題そのものの重要性である。周知のように、アフリカの自然環境の保全に関する諸問題は、直接影響を受けるアフリカの人びとのみならず、間接的な消費者としての先進諸国にとっても深刻な関心事である。アフリカにおいては、植民地時代に礎が築かれた自然保護区制度により、周辺の人間活動を排除した保全政策がとられてきた。このようなトップダウン式の政策が、周辺住民の反感につながったことへの反省から、近年の理念的潮流として住民参加型の保全、いわゆる「コミュニティ・コンサベーション」の必要性が叫ばれている。ところが、各地で試みられている参加型プロジェクトについては、住民の積極的な参加意欲が乏しい、実際に自然環境が守られていない、といった問題が指摘され始めている。こうした状況の中で申請者は、これまで環境問題の原因を住民に転嫁してきた行政側の姿勢を批判し、行政によって作られた環境破壊的な住民像を再検討している。この申請者のアプローチは、行き詰まりをみせる、これまでの住民参加による保全政策の問題点を、実証的な資料をもとに明示した点で高く評価できる。

第二に、本論文で用いられた分析概念の独創性が挙げられる。これまでのアフリカの自然保護に関する諸研究は、自然科学の分野である保全生物学的な一連の研究と、社会科学の分野であるポリティカル・エコロジー論的な一連の研究とに大別される。前者は、動物が被害者で住民が加害者であると固定的に見がちであり、いっぽう後者は、国立公園が加害者で住民が被害者であるとみる傾向にある。本論文では、二つの研究群の結節点として住民の生活実践を位置づけ、全体論的な「生

活システム」という枠組みを導入している。これによって、すれ違いがちな二つの研究群の特徴を統合する独自のアプローチを試みている。また、生活システムを、経済的・物質的側面と精神的・倫理的側面が相互に影響しあうシステムととらえている点も注目に値する。この視点は、参加型プロジェクトにおいて行政側が期待する変化と、実際の住民の生活実践とのずれを解明するために有効な枠組みとなっている。これらの複合的な分析概念は、経済的報酬を入力すれば住民の保全的行動が得られる、とする行政側の一元的で単純な認識モデルを批判する本論の論述を、きわめて説得的なものにしている。

第三に評価できる点は、本論文が保護区行政をめぐる住民の生活実践を論じるにとどまらず、問題点を指摘した上で具体的な政策提言を行っている点である。長期間のフィールドワークにもとづく豊富な実証的資料の分析からは、参加型プロジェクトに対する住民の消極性の理由として、次の2点があげられている。すなわち、狩猟の禁止によってもたらされた強い経済的な被害意識、および野生動物の管理権を公園に奪われたことによる「われわれの動物」という意識の減退である。本論文は、参加型プロジェクトにおけるこれらの負の要因を正の方向に転換するための手段として、住民による小規模な狩猟活動の一部合法化を提案している。さらに、この提案の実行可能性を検討するために、住民による狩猟の持続可能性についても検証している。そこでは、現在の国立公園との共存状態からみると、住民の過剰狩猟にはなりえないことを、いくつかの状況証拠から指摘している。また、多数のヌーが村域内に迷い込む、いわゆる「ヌー騒動」という事例を分析することで、狩猟が野生動物との密接な関わりを再構築する契機となりうることを示している。このような、参与観察にもとづく綿密な分析と具体的な提言にみられる申請者の真摯な研究姿勢は、研究成果の地域への還元を試みている点で評価できる。

このように、特定の分野を越えた研究アプローチによってもたらされた本研究の着眼点、分析手法、政策提言への貢献は、今後盛んになるであろう、国立公園と地域住民の共存を目指した研究のモデルともなりうる先駆的なものである。

今後、本研究でさらなる探求が期待される点は、自然増加率や移入率などの動物生態学の成果を駆使した狩猟の持続可能性の詳細な検討、観念世界にまで踏み込んだ住民の民俗動物学の分析、また住民内部の社会組織の編成や意思決定のメカニズムの解明といった点である。これらの探求を通して、分野横断的な多面的研究がさらに深みをもって統合され、本論文で示された提言をより実現可能なものへと発展させていくことが期待される。

以上のように、本学位申請論文は、在地性を生かした自然環境の利用と保全の考究を目的の一つとして設置されたアフリカ地域研究専攻地域生態論講座にふさわしい内容を備え、今後の発展も大いに期待される優秀な研究成果といえる。

よって本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成15年11月27日、論文内容とそれに関連した事項についての試問を行った結果、合格と認めた。